

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

### 政令第三百三十七号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 保育士（第四条―第二十一条）」を

「第二章 児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材  
第一節 保育士（第四条―第二十条）  
第二節 保育士の不足に対応するための  
第三節 雑則（第二十一条）」

する保育に関する指導を行う人材

措置（第二十条の二―第二十条の六）に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節 保育士

第四条第八号中「第六章」を「第七章」に改め、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第七条第二項中「要件を満たしている」を「各号に掲げる要件のいずれにも該当する」に改め、同条第三項中「が次の」の下に「各号の」を加え、同項第三号中「より」の下に「指定試験機関の」を加え、同項第四号中「国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第八号第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により」を「第二十条の五第一項又は第二項（第四号に係る部分を除く。）の規定により法第十八条の三十二第一項に規定する指定地域試験機関（以下「指定地域試験機関」という。）の」に改め、同項第五号イ中「、又は特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、」を削り、同号口中「第十八条の十第二項」の下に「法第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。」を加え、同号ハを削る。

第十二条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「法第十八条の十三第二項又は法」を「第十八条の十三第二項又は」に改め、同項第四号中「の要件を満たさなくなつた」を「に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつた」に改め、同項第七号中「特区法施行令第八条第一項又は第二項（第七号）を」第二十条の五第一項又は第二項（第四号）に、「指定」を「指定地域試験機関の指定」に改める。

第十三条第一項中「法第十八条の十第一項、法」を「第十八条の十第一項、」に、「若しくは法」を「若しくは」に改める。

第十六条中「保育士の登録」を「法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（以下「保育士登録」という。）に、「その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行った都道府県知事（指定試験機関が行つた保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第十八条の六第一号に該当する場合 住所地の都道府県知事

二 法第十八条の六第二号に該当する場合 当該保育士試験を行った都道府県知事（当該保育士試験が指定試験機関の行つたものである場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）

三 法第十八条の六第三号に該当する場合 当該地域限定保育士登録を行った都道府県知事（当該地域限定保育士登録が指定都市の長の行つたものである場合にあつては、当該指定都市を包括する都道府県の知事）

第十七条第一項中「（以下「登録証」という。）を削り、「登録証」を、「保育士登録証」に改め、同条第二項中「登録証」を「保育士登録証」に、「登録証」を「保育士登録証」に改める。

第十八条第一項中「登録証」を「保育士登録証」に改め、同条第二項中「登録証」を「保育士登録証」に改め、同条第三項中「登録証」を「保育士登録証」に改め、同条第四項中「登録証」を「保育士登録証」に、「登録証」を「保育士登録証」に改める。

第十九条中「登録証」を「保育士登録証」に、「登録証」を「保育士登録証」に改める。

第二十条中「登録証」を「保育士登録証」に改める。

第二章中第二十条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 保育士の不足に対応するための措置

第二十条の二 法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録（以下「地域限定保育士登録」という。）を受けようとする者は、申請書に同条第一項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）に合格したことを証する書類を添え、当該地域限定保育士試験を行った法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の長（指定地域試験機関が行つた地域限定保育士試験を受けた場合にあつては、当該地域限定保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定地域試験機関に行わせることとした認定地方公共団体の長）に提出しなければならない。

第二十条の三 認定地方公共団体の長は、法第十八条の三十一第一項の地域限定保育士試験委員を選任しようとするときは、内閣府令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第二十条の四 指定地域試験機関の指定は、内閣府令で定めるところにより、法第十八条の三十二第一項に規定する地域試験事務（以下「地域試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

認定地方公共団体の長は、前項の申請が次の各号（申請者が一般社団法人又は一般財団法人である場合にあつては、第三号を除く。）に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときでなければ、指定地域試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、地域試験事務の実施の方法その他の事項についての地域試験事務の実施に関する計画が、地域試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の地域試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者の役員又は構成員の構成が、地域試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

認定地方公共団体の長は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定地域試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う地域試験事務以外の業務により地域試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定試験機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が、次条の規定により指定地域試験機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 法第十八条の十第二項（法第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第二十条の五 認定地方公共団体の長は、指定地域試験機関が前条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

認定地方公共団体の長は、指定地域試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて地域試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十第二項（法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二項又は第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。

二 法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十一第一項又は第十八条の十四の規定に違反したとき。

三 法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで地域試験事務を行つたとき。

四 第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定試験機関の指定を取り消されたとき。

五 前条第二項各号(指定地域試験機関が一般社団法人又は一般財団法人である場合にあつては、同項第三号を除く。)に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたと認められるとき。  
 六 次条において準用する第八条、第九条又は第十一条の規定に違反したとき。  
 七 次条において準用する第十三条第一項の条件に違反したとき。  
 第二十条の六 第八条から第十一条まで及び第十三条から第十五条までの規定は指定地域試験機関について、第十七条から第十九条までの規定は地域限定保育士登録証について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八條	法	法第十八条の三十二第四項において読み替えて準用する法
第九條	都道府県知事 保育士試験委員	地域限定保育士試験委員
第十條	都道府県知事 試験事務	第二十条の二に規定する認定地方公共団体(以下この節において「認定地方公共団体」という)の長
第十一條	都道府県知事 試験事務	認定地方公共団体の長
第十三條第一項	都道府県知事 第十八条の九第一項、 試験事務	地域試験事務
第十四條	都道府県知事 第十二条第二項 試験事務	認定地方公共団体の長 地域試験事務
第十五條	都道府県知事 第十八条の九第一項	認定地方公共団体の長
第十五條第一号	第十二条	第二十条の五第二項
第十五條第三号	第十二条 試験事務	第二十条の五 地域試験事務
第十五條第四号	試験事務	地域試験事務
第十七條第一項	保育士は	法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士(以下この節において「地域限定保育士」という)は

第十七條第二項	保育士登録を	第二十条の二に規定する地域限定保育士登録(以下この節において「地域限定保育士登録」という)を
第十八條第一項	都道府県知事 保育士は	認定地方公共団体の長 地域限定保育士は
第十八條第二項	都道府県知事 保育士登録を	地域限定保育士登録を
第十八條第三項	都道府県知事 保育士が	認定地方公共団体の長 地域限定保育士が
第十八條第四項	都道府県知事 保育士は 保育士登録を	地域限定保育士は 地域限定保育士登録を
第十九條	都道府県知事 保育士は 保育士登録を ときは	認定地方公共団体の長 地域限定保育士は 地域限定保育士登録を とき、又は保育士登録証の交付を受けたときは、内閣府令で定めるところにより

第三節 雑則

第二十一条中「指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士」を「保育士及び法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士」に改める。  
 第二十二条の六中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とする。  
 第二十二条の九中「次のとおり」を「健康保険法及び第二十二条の六各号に掲げる法律」に改め、各号を削る。  
 第二十五条の七第一項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改め、同項第三号中「第十一号」を「及び第十一号」に改め、及び第二十一号を削り、同条第二項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改める。  
 第二十五条の九中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改める。  
 第二十五条の十二第一項第六号を削り、同条第二項第二号中「第二十一号を除く。」を削る。  
 第二十七条の十一第二項第二号中「第二十一号を除く。」を削る。  
 第三十五条中「第十二号」を「及び第十二号」に改め、「及び第二十一号」を削る。  
 第三十五条の五第六号中「第二十一号及び第二十三号」を「及び第二十二号」に改める。  
 第三十六条の二第三号中「第十二号」を「及び第十二号」に改め、及び第二十一号を削る。  
 第三十七条中「内閣総理大臣」を「国の行政機関の長」に改める。

第四十五条の第三項中「助言」を「助言並びに」に改め、「講習会の指定等」の下に「に関する事務」を加え、「第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、法第十八条の二十の四第二項を「第一章第七節第一款の規定及び第二章第一節の規定による保育士に関する事務、法第十八条の二十四第一項の規定による体制の整備に関する事務、法第一章第七節第三款の規定及び第二章第二節の規定による保育士の不足に対応するための措置に関する事務、法第十八条の三十六第二項に「又は援助」を「又は援助並びに」に改め、「場の設置等」の下に「に関する事務」を加え、「係る質問等」を「関する事務並びに法第三十三条の十六の規定による報告の受理等」に改め、同条第六項中「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五（法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十九条第五項の規定」の下に「これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。」を加え、同項後段を削り、同条第八項中「以内」と「の下に」、法第三十三条の十六第一項中「事業又は施設」とあるのは「事業、里親、施設又は一時保護」と、法第三十三条の十六の二中「措置実施都道府県知事」とあるのは「措置実施児童相談所設置市の長」とを加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の二十六第一項中「助言」を「助言並びに」に改め、「と（いう。）の指定等」の下に「関する事務」を加え、「第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第七百七十四条の四十九の二第一項第九号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二第一項第十号において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十の二まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二第一項第十三号において同じ。）の登録等、同法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理」を「第一章第七節第一款及び同令第二章第一節の規定による保育士に関する事務、同法第十八条の二十四第一項の規定による体制の整備、同法第十八条の二十六第三項（同法第十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意」に、「第十八条の二十の四第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「通知等」を「通知等並びに」に改め、「又は援助」の下に「に関する事務」を加え、「係る質問等」を「関する事務並びに同法第三十三条の十六の規定による報告の受理等」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十五号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十六号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十七号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十八号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十九号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第三十号及び第二十五号」に、「及び第七百七十四条の四十九の二第一項第二十号及び第二十五号」に、「及び第七百七十四号の四十九の二第一項第二十号及び第二十六号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第四十一号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第三十八号」に改め、同条第五項中「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五（同法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十九条第五項の規定」の下に「これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。」を加え、「同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項並びに」を削り、同条第七項中「以内」と「の下に」、同法第三十三条の十六第一項中「事業又は施設」とあるのは「事業、里親、施設又は一時保護」と、同法第三十三条の十六の二中「措置実施都道府県知事」とあるのは「措置実施指定都市の市長」とを加える。

第一項第二十三号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第十九号」に、「及び第七百七十四条の四十九の二第一項第二十七号」を「並びに第七百七十四号の四十九の二第一項第二十号及び第二十四号」に、「及び第七百七十四条の四十九の二第一項第二十八号」を「並びに第七百七十四条の四十九の二第一項第二十号及び第二十五号」に、「及び第七百七十四号の四十九の二第一項第二十九号」を「並びに第七百七十四条の四十九の二第一項第二十号及び第二十六号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第四十一号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第三十八号」に改め、同条第五項中「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五（同法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十九条第五項の規定」の下に「これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。」を加え、「同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項並びに」を削り、同条第七項中「以内」と「の下に」、同法第三十三条の十六第一項中「事業又は施設」とあるのは「事業、里親、施設又は一時保護」と、同法第三十三条の十六の二中「措置実施都道府県知事」とあるのは「措置実施指定都市の市長」とを加える。

九 児童福祉法第一章第七節第一款及び児童福祉法施行令第二章第一節の規定による保育士に関する事務

十 児童福祉法第十八条の二十四第一項の規定による体制の整備に関する事務

十一 児童福祉法第一章第七節第三款及び児童福祉法施行令第二章第二節の規定による保育士の不足に対応するための措置に関する事務

第七百七十四条の四十九の二第一項第十二号から第十四号までを削り、同項第十五号中「第十八条の二十の四第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、同項第十八号中「に係る質問等」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十九号を第十六号とし、第二十号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「防止等」の下に「一時預かり事業、病児保育事業若しくは妊産婦等生活援助事業又は母子生活支援施設、保育所若しくは同法第三十三条の十第一項に規定する認可外保育施設に係るもの（同法第三十三条の十六の規定による報告の受理等及び同法第三十三条の十六の二の規定による同条第一項に規定する措置実施都道府県知事による通知の受理等を除く。）を除く。」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第四十四号までを三号ずつ繰り上げる。

第七百七十四条の四十九の二第二項中「関係中核市の市長」と、同法を「関係中核市の市長」と、同法第三十三条の十第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第三号及び第六号を除く。）」と、同項第一号中「児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業」とあるのは「一時預かり事業、病児保育事業又は妊産婦等生活援助事業」と、同項第四号中「乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設」とあるのは「母子生活支援施設又は保育所」と、同項第五号中「認可外保育施設又は指定発達支援医療機関」とあるのは「認可外保育施設」と、同法に改め、同条第三項中「第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項」を「第三十三条の十五（同法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「第三十五条第六項」を「第三十三条の十五」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第三十一号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第二十八号」に改める。

(医療法施行令の一部改正)

第三条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の十五の三中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

(生活保護法施行令の一部改正)

第四条 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第四百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第二号中(「国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。」を削り、同条中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(社会福祉法施行令の一部改正)

第五条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とする。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。」を削る。

第十四条の二並びに附則第二条の二及び第三条中、「国家戦略特別区域法(第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)」を削る。

(精神保健福祉士法施行令の一部改正)

第七条 精神保健福祉士法施行令(平成十年政令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。」を削る。

(介護保険法施行令の一部改正)

第八条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十五条の五第二号中(「国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。」を削り、同条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第二十六条第一項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「(第十五号を除く。)」を削り、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号中「(第十五号を除く。)」を削り、同項第三号中「前項各号(第五号を除く。)」を「前項第一号及び第二号」に改める。

第二十六条の十六第一号中「(第十五号を除く。)」を削り、同条第二号中「(第二十六条第一項各号(第五号を除く。))」を「(第二十六条第一項第一号及び第二号)」に改める。

第三十八条中、「第十三号及び第十五号」を「及び第十三号」に改める。

第四十二条第二号中「(第二十六条第一項各号(第五号を除く。))及び」を「(第二十六条第一項第一号及び第二号並びに)」に改める。

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

第十条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六条から第十二条までを次のように改める。

第六号から第十二条まで 削除

第十八条第四号八中「刑法」の下に「(明治四十年法律第四十五号)」を加える。

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中(「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第八項において準用する場合を含む。)」を削り、同条中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とする。

第十九条第一項中「(第二十二号)」を「(第二十一号)」に改める。

(公認心理師法施行令の一部改正)

第十三条 公認心理師法施行令(平成二十九年政令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とする。

(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令(平成二十九年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号を削る。

第二条第六号中、「第九号及び第十号」を「及び第九号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉法施行令第二十五条の七の改正規定(同条第一項第三号の改正規定を除く)並びに同令第二十五条の九及び第三十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 児童福祉法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という)附則第十五条第一項に規定する旧試験合格者(以下「旧試験合格者」という)、改正法附則第十六条第一項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という)及び指定試験機関であった法人並びに同項に規定する国家戦

略特別区域限定保育士試験委員（次条において「特区限定試験委員」という。）並びに指定試験機関の役員及び職員並びにこれらの職にあつた者についての第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下「新児福令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新児福令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四 条	次のとお	次に掲げる規定並びに旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）をいう。以下同じ。）第十五条及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十二条の第五項及び第十九項の規定並びに改正法附則第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の第五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。以下同じ。）
第七 条第三 項第三 号	第十二 条	第十二条又は改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第三十七号）第十條の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十六年政令第九十九号。以下「なお従前の例による旧特区法」という。）第八條第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）
第七 条第三 項第 五号イ	違反して	違反して、又は旧特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により
第十二 条第二 項	におい て	及び改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第八項において
第二十 条の四 第 三項第 四号	次条	至つたとき、又はなお従前の例による旧特区法施行令第八條第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき
第二十 条の四 第 三項第 五号イ	指定地 域 試験機 関 の指 定	次条又はなお従前の例による旧特区法施行令第八條第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）
	違反して	違反して、又は旧特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により

第二十 条の四 第 三項第 五号ロ	におい て	及び改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第八項において
第二十 条の五 第 二項	至つた と き	至つたとき、又はなお従前の例による旧特区法施行令第八條第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき
第二十 二条の 六 第十七 号	認定こ ども園 法	認定こども園法及び旧特区法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
第二十 二条の 九	第二十 二条の 六各 号に掲 げる法 律	第二十二條の六各号（第十七号を除く。）に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二條の五第七項（改正法附則第十五條第一項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。）（同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧児童福祉法の規定及び改正法附則第十六條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における準用旧児童福祉法の規定を含む。以下同じ。）
第二十 五條の 第十 一第 一第 五号	及び第 十第 一第 九号 から 第十 一第 九号 に掲 げる法 律	第十一号から第十六号まで、第十八号及び第十九号に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二條の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法
第二十 五條の 第十 二第 二第 二号	第二十 二条の 六各 号に掲 げる法 律	第二十二條の六各号（第十七号を除く。）に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二條の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法
第二十 七條の 第十 一第 二第 二第 二号	第二十 二条の 六各 号に掲 げる法 律	第二十二條の六各号（第十七号を除く。）に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二條の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法

（医療法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 旧試験合格者並びに特区限定試験委員並びに指定試験機関の役員及び職員並びにこれらの職にあつた者についての第三条の規定による改正後の医療法施行令（以下「新医療法施行令」という。）、第四条の規定による改正後の生活保護法施行令（以下「新生活保護法施行令」という。）、第五条の規定による改正後の社会福祉法施行令（以下「新社会福祉法施行令」という。）、第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法施行令」という。）、第七条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行令（以下「新精神保健福祉士法施行令」という。）





旧特区法施行令 第十條	旧特区法施行令 第十一條	旧特区法施行令 第十二條	
法第十條の五第二項の読みおこし	法第十二條の五第二項	法第十二條の五第二項	準用児童福祉法の第十八條第一項
準用旧児童福祉法（改正法附則第十五條第一項に規定する準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。）第十八條の第三項（改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）	改正法附則第十二條の規定による改正前の法第十二條の五第十二項	改正法附則第十二條の規定による改正前の法第十二條の五第十二項	準用旧児童福祉法第十八條の第十八條第一項（改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定による

内閣総理大臣臨時代理  
 国務大臣 林 芳正  
 総務大臣 村上誠一郎  
 文部科学大臣 阿部 俊子  
 厚生労働大臣 福岡 資麿